第七十条　［略］	**第七十条**　［同上］
②　前項の申出は、使用する電子情報処理組織が戸籍事務を適正かつ確実に取り扱うことができるものであること及び第六十八条（第七十二条第三項において準用する場合を含む。）に規定する措置の内容を明らかにしてしなければならない。	②　前項の申出は、使用する電子情報処理組織が戸籍事務を適正かつ確実に取り扱うことができるものであること及び第六十八条の二（第七十二条第三項において準用する場合を含む。）に規定する措置の内容を明らかにしてしなければならない。
第七十二条　［略］	**第七十二条**　［同上］
②　［略］	②　［同上］
③　第七条、第八条及び第六十八条の規定は、第一項の記録について準用する。	③　第七条、第八条及び第六十八条の二の規定は、第一項の記録について準用する。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（戸籍法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　戸籍法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十九年法務省令第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第五十八条の二」を「第五十八条の三」に改める。

第三条　戸籍法施行規則の一部を改正する省令（平成十二年法務省令第七号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「第五十八条の二第一項」を「第五十八条の三第一項」に改める。